

わかりやすい 要件事実セミナー

－ 租税実務における要件事実の関わり（調査に活かす要件事実）－

主催 租税訴訟学会

共催 第二東京弁護士会税法研究会

租税法律主義の下では、課税するためには必ず法律上の要件を必要とするのですが、現場の税務調査では課税庁側の問題点指摘に対する理論的追求をすることがどれだけあるでしょうか。更正をするためには課税要件の充足が必要です。また、調査終了時の説明の際の対応如何によっては調査処理の内容も変わります。正しくした処理を正しいと言えるためには、まず申告時から法律に即した処理をすることと日頃の処理において正しい事実認識と理論的構築などを有しておく必要があります。そうすると、調査においても正しい法律に基づく理論に基づいた処理であることや事実関係を法律に正しく当てはめて処理したことを堂々と主張できます。そうすることが現場実務を行う税理士が果たしていくべきことであろうと思われれます。そのためには、正しい「要件事実論」の理解やそれを税法に当てはめて考えることのできる能力を身につける必要があります。本セミナーは、そのような目的の下で開催します。

- 1 日時 平成 26 年 4 月 21 日、5 月 19 日、6 月 16 日、7 月 28 日、8 月 25 日、9 月 29 日、10 月 20 日、11 月 17 日、12 月 15 日、平成 27 年 1 月 19 日、2 月 16 日、3 月 23 日（すべて月曜日） 合計 12 回連続講座
時間は 6 時 30 分から 8 時 30 分までの 2 時間
- 2 場所 東京弁護士会館 10 階会議室（申込者多数の場合は別会場）
- 3 講師 木山泰嗣 弁護士
都 築 巖 税理士
- 4 費用 資料代、聴講代合わせて、毎回 1, 0 0 0 円（その都度徴収）
- 5 セミナーの概要
 - 第 1 回目 要件事実論（基礎理論）
 - 第 2 回目 要件事実と事実認定
 - 第 3 回目 主張、立証
 - 第 4 回目 租税法律主義
 - 第 5 回目 課税要件事実論
 - 第 6 回目 借用概念、実質主義
 - 第 7 回目 租税回避行為と課税要件
 - 第 8 回目 税務調査に活かすと課税要件
 - 第 9 回目 事例から考える課税要件（相続税、贈与税）

第10回目 事例から考える課税要件（所得税、法人税）

第11回目 事例から考える課税要件（消費税）

第12回目 まとめ

（なお、概要ですので、変更することがあります。）

6 その他 毎回講義終了後 講師を囲んでの懇親会をします。

税理士を対象にした講座ですが、税法に興味のある弁護士の方々の参加をお待ちしております。

以上

参加申込書

租税訴訟学会 御中（FAX 03-3586-3602）

平成26年 月 日

氏名 _____

税理士（ _____ 税理士会）

弁護士（ _____ 弁護士会）

mail _____

TEL _____

FAX _____

学会員・非会員（いずれかに○を）

（開催日）	（出欠確認）	
第1回目（4／21）	出席	欠席
第2回目（5／19）	出席	欠席
第3回目（6／16）	出席	欠席
第4回目（7／28）	出席	欠席
第5回目（8／25）	出席	欠席
第6回目（9／29）	出席	欠席
第7回目（10／20）	出席	欠席
第8回目（11／17）	出席	欠席
第9回目（12／15）	出席	欠席
第10回目（1／19）	出席	欠席
第11回目（2／16）	出席	欠席
第12回目（3／23）	出席	欠席

- 1 出席される場合は出席を○で、欠席される場合は欠席を○で囲んでください。
- 2 途中での変更は可能です。
- 3 レジューメは、メールへの添付により、あらかじめ送付いたします。
- 4 会場等の場所は、メールにてお知らせをします。